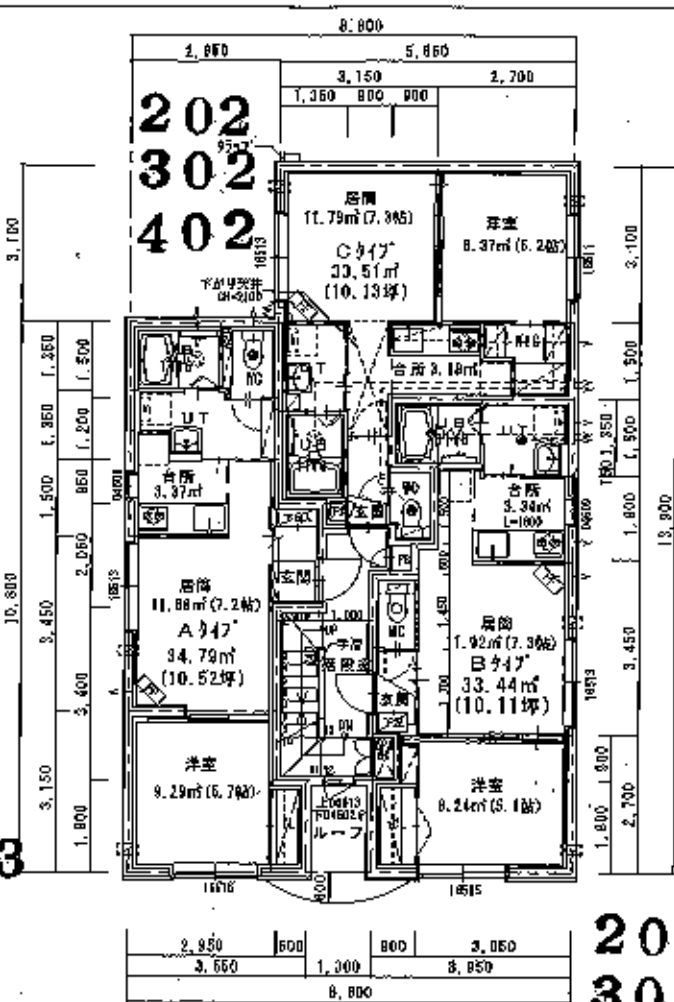


配膳図兼1階平面図

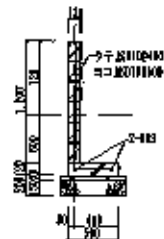
通気経路 6.0m(42条1頂1条)



2~4階平面図 5/100

201
301
401

203
303
403



主留めブロック 1/50

■共通事項

1. 階高有効寸法：巾≧750以上、階上≧220以下、階面≧210以上
2. 給排水接続は敷地内処理とし、市上下管に接続
3. 給水管はラインング規定、排水管は塩ビ管とする
4. 24時間換気100㎡換気100m³同等品使用

■天井裏に給排気管を設置する場合の断熱措置

- ガス配管接続事項：ガス配管接続は「リフット」等に電気配管を設けない
 - ・P.Sに断熱措置を要する
 - ・ガス主管1階に発火遮断弁を設ける

■設備に関する仕様等

- 給排水の設備設備の数量及び構造は下記法令による
 - ・建築基準法施行令第129条の2の5
 - ・水道法施行令第5条及び、札幌市の給水条例、河川行規則等
 - ・下水道法、同施行令第6条及び、札幌市の下水道条例、内務行規則等
- 防火区画等貫通部分の給排水管は下記による
 - ・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める
 - ・貫通する部分の面積1㎡以内を不燃材料で遮る

○換気設備の設置及び構造は下記法令による

- ・建築基準法施行令第129条の2、第20条の3、第20条の7

○防火区画貫通部分のダクトは下記による

- ・ダンパー及びダクトは1.5mm以上の鉄板で造る
- ・ダンパー設置場所は45°角以上の天井点検口を設ける

○ガス設備の設置及び構造は下記法令による

- ・建築基準法施行令第129条の2の5
- ・ガス事業法40条の4（都市ガスの場合）
- ・札幌市の火災予防条例

○防火区画等貫通部分のガス、給排水管は下記による

- ・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める

○防火区画等貫通部分の電気等の配線は下記による

- ・ケーブルの隙間は、アーク（認定番号P.S.050W L-9236）等の大気認定工法で埋める

(仮称)平岸1-5MS 新築工事

日本地建 株式会社

森田アーキテツク

〒050-8522 札幌市中央区南一条西10丁目1番1号

平面図

1:100

2013-05-02

A-